

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第2990号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 藤原 静雄）は、本日、次の答申を行い、横浜市教育委員会が行った個人情報非開示決定は妥当であるが、個人情報一部開示決定は妥当ではなく、開示範囲を拡大すべきと判断しています。

1 答申の件名

「バスケットボール部員の作文（特定人数分）」の個人情報非開示決定並びに「特定中学校対応記録」、「いじめ認否表」、「聞き取り記録」及び「令和元年度 いじめ認知報告書」の個人情報一部開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第2990号】

2 諮問までの経過等

答申番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
2990	令和元年11月22日	令和2年1月21日	令和2年4月21日	令和2年6月29日	個人	教育委員会

3 対象保有個人情報、原処分の決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分の決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
2990	「バスケットボール部員の作文（特定人数分）」（以下「個人情報1」という。）の個人情報非開示決定並びに「特定中学校対応記録」（以下「個人情報2」という。）、「いじめ認否表」（以下「個人情報3」という。）、「聞き取り記録」（以下「個人情報4」という。）及び「令和元年度 いじめ認知報告書」（以下「個人情報5」という。個人情報1から個人情報5までを総称して、以下「本件保有個人情報」という。）	<p>個人情報非開示決定及び個人情報一部開示決定</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第22条第3号に該当</p> <p>・ 個人情報1の全部 （本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。）</p> <p>・ 個人情報2から個人情報5までのうち本人開示請求者以外の個人の氏名、続柄、発言内容、行動及び関係者への聞き取り内容並びに個人を推測できる記載 （本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人を識別されるため。また、開示することにより、特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため。）</p>	個人情報2から個人情報5までの開示範囲を拡大すべき

答申番号	対象保有個人情報	原処分決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
		<p>旧条例第22条第7号柱書に該当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報1の全部 （いじめの正確な事実確認のために行った生徒への聞き取り内容の記録は、開示を前提としておらず、開示されることにより、今後同様な事案でのいじめの調査において生徒が発言を差し控えるようになり、正確な事実確認を行うことが出来なくなるおそれがあるため。） ・ 個人情報2から個人情報4までのうち本人開示請求者以外の関係者への聞き取り内容 （いじめの正確な事実確認のために行った生徒への聞き取り内容の記録は、開示を前提としておらず、開示されることにより、今後同様な事案でのいじめの調査において関係者が発言を差し控えるようになり、正確な事実確認を行うことが出来なくなるおそれがあるため。） ・ 個人情報2及び個人情報4のうち対応した職員等の所感及び見解 （開示することで関係者との信頼関係が損なわれ、今後の学校生活支援に支障を及ぼすおそれがあるため。） 	

4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
2990	<p>《答申に当たっての適用条例について》</p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p>《いじめ対応に係る事務について》</p> <p>横浜市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、横浜市いじめ防止基本方針を平成25年12月に策定し、いじめ防止等の取組を進めている。</p> <p>また、いじめの重大事態が発生した場合には、横浜市立学校は直ちに実施機関に報告し、事実関係を明確にするための調査及び再発防止に向けた取組を行っている。</p> <p>《本件保有個人情報について》</p> <p>ア 本件保有個人情報は、横浜市立特定中学校（以下「特定中学校」という。）のバスケットボール部における審査請求人が被害者となったいじめ事案（以下「本件いじめ事案」という。）の関係生徒である特定中学校のバスケットボール部員（以下「関係部員」という。）に書かせた作文、特定中学校と関係者とのやり取りの記録及び関係者からの聞き取り内容の記録であって、次のとおり個人情報1から個人情報5までである。</p> <p>(ア) 個人情報1は、特定中学校のバスケットボール部顧問が本件いじめ事案に関して、部員の心情を把握するために書かせた作文であり、書いた生徒の氏名や被害者に対する思い等が記録されている。</p> <p>(イ) 個人情報2は、本件いじめ事案について、特定中学校の校長や教員が関係者とやり取りした内容を整理するために作成した記録であり、会話の内容、対応の内容等が日時と</p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>2990</p>	<p>ともに具体的に記録されている。</p> <p>(ウ) 個人情報3は、本件いじめ事案について、特定中学校又は東部学校教育事務所が被害生徒、加害生徒及びその他の関係生徒に聞き取りを行い、その内容を表形式にまとめたものであり、生徒の学年及び氏名、被害者が受けた具体的な行為、その行為を受けた時期、それに対する加害者の認否、目撃者の有無等が記録されている。</p> <p>(エ) 個人情報4は、本件いじめ事案について、特定中学校の校長及び教員が関係者とやり取りした内容を記録したものであり、会話の内容、対応の内容等が日時とともに記録されている。</p> <p>(オ) 個人情報5は、令和元年10月末時点で特定中学校が認知し、対応しているいじめ案件について、特定中学校がいじめ防止対策推進法第23条第2項に規定するいじめ案件の報告のため実施機関に提出したいじめ認知報告書のうち、審査請求人本人に関わる部分である。そして、認知日、学年、性別、概要、対応状況等、解消状況、欠席日数、態様等の欄で構成されており、本件いじめ事案を認知した日以降の経過が記録されている。</p> <p>イ 実施機関は、個人情報1の全部を旧条例第22条第3号及び第7号に該当するとして、個人情報2、個人情報4及び個人情報5のうち別表1の「実施機関が非開示とした部分」欄に記載の非開示情報1から非開示情報13までを同条第3号に該当するとして、個人情報2から個人情報4までのうち別表2の「実施機関が非開示とした部分」欄に記載の非開示情報14から非開示情報27までを同条第3号及び第7号に該当するとして、個人情報2及び個人情報4のうち別表3の「実施機関が非開示とした部分」欄に記載の非開示情報28を同条第7号に該当するとして、非開示としている。</p> <p>《旧条例第22条第3号の該当性について》</p> <p>ア 当審査会は、個人情報1から個人情報5までを見分した上で、本号の該当性について、以下検討する。</p> <p>イ 個人情報1について</p> <p>個人情報1は、関係部員が自筆で書いた作文であり、書いた者の氏名と本件いじめ事案に対する思いが記されていた。実施機関の説明によると、当該作文はバスケットボール部の顧問が関係部員の心情を把握し、指導に役立てるために本件いじめ事案に対する率直な思いを書かせたものであり、被害生徒に読ませるために書かせたものではないとのことであった。</p> <p>当審査会は、以上を踏まえ、次のとおり判断する。</p> <p>個人情報1は、関係部員の自筆による作文であり、審査請求人に係る記載はあるものの、これらは関係部員が個人の思いを述べたものであることから、作文全体が関係部員の個人情報といえる。したがって、個人情報1は、その全体が、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるから本号本文に該当する。</p> <p>そして、実施機関の説明及び記載内容を踏まえると、個人情報1は、指導に携わる教員以外の者に開示することを予定したものではないと認められることから、慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえず、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>なお、審査請求人は、「作文を読みたいと伝えたら何度も読ませてくれていた」等と主張している。実施機関によれば、審査請求人の母親に閲覧させた事実があったとのことではあるが、本人開示請求があった場合の開示、非開示の判断は、その都度条例に基づき行うべきものである。</p> <p>ウ 個人情報2から個人情報5までについて</p> <p>(ア) 非開示情報1は審査請求人以外の生徒の家族の氏名、非開示情報2及び非開示情報24は審査請求人以外の生徒の氏名、非開示情報17は審査請求人以外の生徒又はその保護者の言動に係る情報、非開示情報25は聞き取り対象の生徒の認否及び聞き取り内容に係る情報である。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、本号ただし</p>

答申 番号	判断の要旨
2990	<p>書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(イ) 非開示情報3は特定中学校の教員及び非常勤職員の氏名、非開示情報4はスクールソーシャルワーカーの氏である。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。</p> <p>そして、非開示情報3のうち別表4に示す部分の教員は常勤であり、氏名は横浜市職員録に掲載されていることから、慣行として本人開示請求者が知ることができる情報であると認められ、本号ただし書アに該当する。他方、非常勤職員の氏名及び非開示情報4については横浜市職員録に掲載されておらず、慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえ、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>(ウ) 非開示情報5は、神奈川県特定警察署（以下「特定警察署」という。）の職員の氏である。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。</p> <p>また、神奈川県警察の職員の氏名については、その職位に応じて公表する慣行があるところ、当該職員はこれに該当しないことから、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>(エ) 非開示情報6及び非開示情報7は、審査請求人以外の生徒及びその家族に係る情報である。非開示情報6には当該生徒の出身校、生年月日、年齢、住所及び電話番号が、非開示情報7には当該家族の年齢及び電話番号が記録されていた。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(オ) 非開示情報8は、審査請求人の親族と推測できる情報である。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。しかし、既に開示されている前後の記載を踏まえると、慣行として本人開示請求者が知ることができる情報であると認められ、本号ただし書アに該当する。</p> <p>(カ) 非開示情報9は審査請求人以外の生徒の保護者と推測できる情報、非開示情報11は審査請求人以外の生徒と推測できる情報である。これらの情報は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(キ) 非開示情報10は、特定警察署の部署名及び電話番号であるから、本人開示請求者以外の個人に関する情報とはいえ、本号本文に該当しない。</p> <p>(ク) 非開示情報12及び非開示情報23は、審査請求人本人に係る情報であって、本人開示請求者以外の個人に関する情報には該当しないことから、本号本文に該当しない。</p> <p>(ケ) 非開示情報13及び非開示情報27は、審査請求人以外の個人と推測できる情報である。非開示情報13のうち別表4に示す部分は、特定の個人を識別することができるものとは認められず、本号本文に該当しない。非開示情報13のうち別表4に示す部分を除く部分及び非開示情報27は、氏名等の特定の個人を識別することができる情報は記録されていないが、開示されている他の情報と照合することで、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>(コ) 非開示情報14は、審査請求人の親族の言動に係る情報である。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。</p> <p>そして、非開示情報14のうち別表4に示す部分は、審査請求人の母親の行動に関する情報であって、これらは慣行として本人開示請求者が知ることができる情報であると認められることから本号ただし書アに該当する。他方、その余の部分は、審査請求人が不在の場での言動であり、慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが</p>

答申 番号	判断の要旨
2990	<p>予定されている情報とはいえ、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。</p> <p>(サ) 非開示情報15は特定警察署と特定中学校のやり取りの内容に係る情報、非開示情報16は特定中学校の校長又は教員の言動に係る情報、非開示情報19及び非開示情報20は特定中学校の校長又は教員の所見、判断及び対応に係る情報である。これらの情報は、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当するが、公務員の職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。</p> <p>(シ) 非開示情報18は、特定中学校の方針に係る情報であるから、本人開示請求者以外の個人に関する情報とはいえ、本号本文に該当しない。</p> <p>(ス) 非開示情報21及び非開示情報22は、東部学校教育事務所の職員の発言内容、所見及び判断に係る情報である。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当するが、公務員の職務の遂行の内容に係る情報といえるから、本号ただし書ウに該当する。</p> <p>(セ) 非開示情報26は、東部学校教育事務所が聞き取りを行ったことが分かる情報であるから、本人開示請求者以外の個人に関する情報とはいえ、本号本文に該当しない。</p> <p>《旧条例第22条第7号の該当性について》</p> <p>当審査会は、個人情報1から個人情報4までを見分した上で、本号の該当性について、以下検討する。</p> <p>なお、実施機関が本号柱書に該当するとして非開示とした個人情報1並びに個人情報2から個人情報4までのうち非開示情報14（別表4に示す部分以外）、非開示情報17、非開示情報24、非開示情報25及び非開示情報27は、上記《旧条例第22条第3号の該当性について》のとおり、同条第3号に該当するため開示しないことができる情報であることから、改めて本号の該当性を判断するまでもない。</p> <p>ア 非開示情報14のうち別表4に示す部分には審査請求人の母親の行動が記録されていた。これらの情報は、通常行われうる行為に関する情報であって、開示したとしても、審査請求人との信頼関係が損なわれ、今後の学校生活支援に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号柱書に該当しない。</p> <p>イ 非開示情報15は、特定警察署と特定中学校のやり取りの内容に係る情報である。このうち別表4に示す部分は特定警察署の部署名や通常行われるやり取りに関する情報であって、開示したとしても、今後特定警察署が非協力的になるとは考え難く、本号柱書に該当しない。他方、その余の部分に記録されている支援の方向性に関する情報は、開示されると、審査請求人及び審査請求人の親族（以下「審査請求人等」という。）と特定中学校の考えに相違があった場合に、審査請求人等との関係性が損なわれ、今後の学校生活支援に支障を及ぼすおそれが否定できず、本号柱書に該当する。</p> <p>ウ 非開示情報16は、特定中学校の校長又は教員の言動に係る情報である。このうち別表4に示す部分は審査請求人の母親と校長の会話のうち校長の発言に係る情報であって、会話の受け答えとして一般的なものであり、開示したとしても、審査請求人等との信頼関係が損なわれるとは認められず本号柱書に該当しない。他方、その余の部分は、校長又は教員の発言が必ずしも審査請求人に伝えられているとは限らず、審査請求人と特定中学校の考えに相違があった場合に、審査請求人との関係性が損なわれるおそれは否定できず、本号柱書に該当する。</p> <p>エ 非開示情報18、非開示情報19及び非開示情報28は、特定中学校の方針、所見及び判断に係る情報である。非開示情報28のうち別表4に示す部分は、東部学校教育事務所の職員に対する校長の印象であって、これらの情報を開示したとしても、関係者との信頼関係が損なわれるとは認められず本号柱書に該当しない。他方、非開示情報18の審査請求人等への</p>

答申 番号	判断の要旨																											
2990	<p>支援方針及び審査請求人以外の生徒及びその保護者（以下「審査請求人以外の生徒等」という。）への対応方針に係る情報、非開示情報19の審査請求人等及び審査請求人以外の生徒等とのやり取りで受けた印象等に係る情報並びに非開示情報28のうち別表4に示す部分を除く部分の審査請求人以外の生徒等に対する指導方針に係る情報は、審査請求人等と特定中学校の考えに相違があった場合に、審査請求人等との関係性が損なわれるおそれは否定できず、本号柱書に該当する。</p> <p>オ 非開示情報20は、特定中学校の対応に係る情報である。このうち別表4に示す部分は、校長や教員の審査請求人等への対応のうち単なる事実に係る情報であって、これらを開示したとしても、関係者との信頼関係が損なわれるとは認められず本号柱書に該当しない。他方、その余の部分は、審査請求人以外の生徒等への対応等に係る情報であり、審査請求人等との考えに相違があった場合に、審査請求人等との関係性が損なわれるだけでなく、審査請求人以外の生徒等との関係性が損なわれるおそれも考えられ、本号柱書に該当する。</p> <p>カ 非開示情報21は、東部学校教育事務所の職員の発言の一部である。これらの情報は、開示したとしても関係者との関係性が損なわれるとは認められず、本号柱書に該当しない。</p> <p>キ 非開示情報22は、東部学校教育事務所の所見及び判断に係る情報であり、審査請求人の母親との面談や特定中学校とのやり取りを踏まえた東部学校教育事務所の所見及び判断が記録されていた。これらの情報は、開示されると、審査請求人等と東部学校教育事務所の考えに相違があった場合に、審査請求人等との関係性が損なわれるおそれは否定できず、本号柱書に該当する。</p> <p>ク 非開示情報23は、審査請求人本人に係る情報であり、審査請求人が学校を欠席した理由が記録されていた。これらの情報は、審査請求人が当然に把握している事実であり、開示したとしても今後の学校生活支援に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号柱書に該当しない。</p> <p>ケ 非開示情報26は、東部学校教育事務所が本件いじめ事案の関係者に聞き取りを行ったことがわかる情報である。これらの情報は、単に聞き取りを行った事実を記録したものにすぎず、開示したとしても関係者との関係性が損なわれるとは認められず、本号柱書に該当しない。</p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。</p> <p>別表1 実施機関が旧条例第22条第3号に該当するとして非開示とした部分</p> <table border="1" data-bbox="236 1503 1441 2092"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1503 459 1554">保有個人情報</th> <th colspan="2" data-bbox="459 1503 1441 1554">実施機関が非開示とした部分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1554 459 1606">個人情報2</td> <td data-bbox="459 1554 1241 1606">審査請求人以外の生徒の家族の氏名</td> <td data-bbox="1241 1554 1441 1606">非開示情報1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1606 459 1702">個人情報2 個人情報4</td> <td data-bbox="459 1606 1241 1702">審査請求人以外の生徒の氏名</td> <td data-bbox="1241 1606 1441 1702">非開示情報2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1702 459 1798">個人情報2 個人情報4</td> <td data-bbox="459 1702 1241 1798">特定中学校の教員及び非常勤職員の氏名</td> <td data-bbox="1241 1702 1441 1798">非開示情報3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1798 459 1850">個人情報2</td> <td data-bbox="459 1798 1241 1850">スクールソーシャルワーカーの氏</td> <td data-bbox="1241 1798 1441 1850">非開示情報4</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1850 459 1901">個人情報2</td> <td data-bbox="459 1850 1241 1901">特定警察署の職員の氏</td> <td data-bbox="1241 1850 1441 1901">非開示情報5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1901 459 1953">個人情報2</td> <td data-bbox="459 1901 1241 1953">審査請求人以外の生徒に係る情報</td> <td data-bbox="1241 1901 1441 1953">非開示情報6</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 1953 459 2004">個人情報2</td> <td data-bbox="459 1953 1241 2004">審査請求人以外の生徒の家族に係る情報</td> <td data-bbox="1241 1953 1441 2004">非開示情報7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="236 2004 459 2092">個人情報2 個人情報4</td> <td data-bbox="459 2004 1241 2092">審査請求人の親族と推測できる情報</td> <td data-bbox="1241 2004 1441 2092">非開示情報8</td> </tr> </tbody> </table>	保有個人情報	実施機関が非開示とした部分		個人情報2	審査請求人以外の生徒の家族の氏名	非開示情報1	個人情報2 個人情報4	審査請求人以外の生徒の氏名	非開示情報2	個人情報2 個人情報4	特定中学校の教員及び非常勤職員の氏名	非開示情報3	個人情報2	スクールソーシャルワーカーの氏	非開示情報4	個人情報2	特定警察署の職員の氏	非開示情報5	個人情報2	審査請求人以外の生徒に係る情報	非開示情報6	個人情報2	審査請求人以外の生徒の家族に係る情報	非開示情報7	個人情報2 個人情報4	審査請求人の親族と推測できる情報	非開示情報8
保有個人情報	実施機関が非開示とした部分																											
個人情報2	審査請求人以外の生徒の家族の氏名	非開示情報1																										
個人情報2 個人情報4	審査請求人以外の生徒の氏名	非開示情報2																										
個人情報2 個人情報4	特定中学校の教員及び非常勤職員の氏名	非開示情報3																										
個人情報2	スクールソーシャルワーカーの氏	非開示情報4																										
個人情報2	特定警察署の職員の氏	非開示情報5																										
個人情報2	審査請求人以外の生徒に係る情報	非開示情報6																										
個人情報2	審査請求人以外の生徒の家族に係る情報	非開示情報7																										
個人情報2 個人情報4	審査請求人の親族と推測できる情報	非開示情報8																										

答申 番号	判断の要旨		
2990	個人情報 2 個人情報 4	審査請求人以外の生徒の保護者と推測できる情報	非開示情報 9
	個人情報 2	特定警察署に係る情報	非開示情報 10
	個人情報 4	審査請求人以外の生徒と推測できる情報	非開示情報 11
	個人情報 2 個人情報 4	審査請求人本人に係る情報	非開示情報 12
	個人情報 2 個人情報 4 個人情報 5	審査請求人以外の個人と推測できる情報	非開示情報 13
別表 2 実施機関が旧条例第 22 条第 3 号及び第 7 号に該当するとして非開示とした部分			
保有個人情報	実施機関が非開示とした部分		
個人情報 2 個人情報 4	審査請求人の親族の言動に係る情報	非開示情報 14	
個人情報 2	特定警察署と特定中学校のやり取りの内容に係る情報	非開示情報 15	
個人情報 2 個人情報 4	特定中学校の校長又は教員の言動に係る情報	非開示情報 16	
個人情報 2 個人情報 4	審査請求人以外の生徒又はその保護者の言動に係る情報	非開示情報 17	
個人情報 2 個人情報 4	特定中学校の方針に係る情報	非開示情報 18	
個人情報 2 個人情報 3	特定中学校の所見及び判断に係る情報	非開示情報 19	
個人情報 2 個人情報 4	特定中学校の対応に係る情報	非開示情報 20	
個人情報 2	東部学校教育事務所の職員の発言内容に係る情報	非開示情報 21	
個人情報 2	東部学校教育事務所の所見及び判断に係る情報	非開示情報 22	
個人情報 2	審査請求人本人に係る情報	非開示情報 23	
個人情報 3	聞き取りした生徒の氏名及び目撃した生徒の氏名	非開示情報 24	
個人情報 3	聞き取りした生徒の認否及び聞き取り内容に係る情報	非開示情報 25	
個人情報 3	東部学校教育事務所が聞き取りを行ったことがわかる情報	非開示情報 26	
個人情報 3	審査請求人以外の個人と推測できる情報	非開示情報 27	
別表 3 実施機関が旧条例第 22 条第 7 号に該当するとして非開示とした部分			
保有個人情報	実施機関が非開示とした部分		
個人情報 2 個人情報 4	特定中学校の所見及び判断に係る情報	非開示情報 28	
別表 4 非開示部分のうち開示すべき部分			
非開示情報	個人情報	開示すべき部分	
非開示情報 3	個人情報 2	25 頁 2 行目 12 文字目から 15 文字目まで及び 78 頁 12 行目 15 文字	

答申 番号	判断の要旨		
2990	非開示情報 8	個人情報 2	<p>目から 20 文字目まで</p> <p>3 頁 6 行目 6 文字目から 8 文字目まで、3 頁 8 行目 2 文字目から 4 文字目まで、3 頁 24 行目 7 文字目から 15 文字目まで、3 頁 26 行目 5 文字目から 7 文字目まで、4 頁 6 行目 18 文字目から 23 文字目まで、4 頁 11 行目 6 文字目から 8 文字目まで、4 頁 13 行目 2 文字目から 4 文字目まで、4 頁 18 行目 5 文字目から 9 文字目まで、4 頁 26 行目 6 文字目から 8 文字目まで、4 頁 28 行目 6 文字目から 8 文字目まで、5 頁 1 行目 10 文字目から 12 文字目まで、5 頁 2 行目 25 文字目から 27 文字目まで、5 頁 4 行目 7 文字目から 9 文字目まで、5 頁 10 行目 10 文字目から 12 文字目まで、6 頁 8 行目 6 文字目から 12 文字目まで、6 頁 18 行目 7 文字目から 13 文字目まで、6 頁 21 行目 2 文字目から 4 文字目まで、11 頁 16 行目 9 文字目から 14 文字目まで、11 頁 18 行目 25 文字目から 27 文字目まで、11 頁 19 行目 7 文字目及び 8 文字目まで、12 頁 5 行目 9 文字目から 11 文字目まで、16 頁 5 行目 6 文字目から 8 文字目まで、17 頁 27 行目 27 文字目から 29 文字目まで、17 頁 31 行目 12 文字目から 14 文字目まで、18 頁 5 行目 5 文字目から 7 文字目まで、18 頁 10 行目 8 文字目から 10 文字目まで、18 頁 14 行目 6 文字目から 8 文字目まで、18 頁 28 行目 9 文字目から 11 文字目まで、18 頁 29 行目 9 文字目から 11 文字目まで、18 頁 30 行目 9 文字目から 11 文字目まで、19 頁 1 行目 6 文字目から 8 文字目まで、19 頁 25 行目 7 文字目から 14 文字目まで、19 頁 31 行目 15 文字目及び 16 文字目、19 頁 32 行目 20 文字目及び 21 文字目、20 頁 5 行目 6 文字目から 13 文字目まで、20 頁 18 行目 9 文字目から 11 文字目まで、20 頁 21 行目 10 文字目から 12 文字目まで、21 頁 18 行目 7 文字目から 9 文字目まで、21 頁 21 行目 10 文字目から 12 文字目まで、22 頁 1 行目 7 文字目から 9 文字目まで、22 頁 6 行目 3 文字目から 5 文字目まで、22 頁 9 行目 15 文字目から 18 文字目まで、22 頁 10 行目 8 文字目から 11 文字目まで、23 頁 18 行目 6 文字目から 8 文字目まで、23 頁 20 行目 1 文字目から 3 文字目まで、23 頁 21 行目 6 文字目から 8 文字目まで、23 頁 24 行目 8 文字目から 10 文字目まで、24 頁 9 行目 7 文字目から 9 文字目まで、27 頁 2 行目 6 文字目 8 文字目まで、27 頁 28 行目 6 文字目から 8 文字目まで、29 頁 6 行目 6 文字目から 8 文字目まで、29 頁 13 行目 6 文字目から 8 文字目まで、30 頁 17 行目 6 文字目から 8 文字目まで、30 頁 26 行目 2 文字目から 4 文字目まで、31 頁 1 行目 5 文字目から 7 文字目まで、31 頁 14 行目 6 文字目から 8 文字目まで、32 頁 3 行目 6 文字目から 8 文字目まで、32 頁 8 行目 5 文字目から 7 文字目まで、34 頁 6 行目 6 文字目から 8 文字目まで、34 頁 19 行目 6 文字目から 8 文字目まで、37 頁 17 行目 2 文字目から 4 文字目まで、37 頁 20 行目 6 文字目から 8 文字目まで、38 頁 33 行目 8 文字目から 10 文字目まで、39 頁 16 行目 4 文字目から 6 文字目まで、</p>

答申 番号	判断の要旨	
2990		<p>40 頁 5 行目 2 文字目から 4 文字目まで、42 頁 2 行目 2 文字目から 4 文字目まで、42 頁 16 行目 2 文字目から 4 文字目まで、42 頁 18 行目 10 文字目及び 11 文字目、42 頁 20 行目 2 文字目及び 3 文字目、42 頁 27 行目 24 文字目から 26 文字目まで、42 頁 28 行目 2 文字目から 4 文字目まで、44 頁 28 行目 6 文字目から 8 文字目まで、45 頁 4 行目 6 文字目から 8 文字目まで、45 頁 16 行目 6 文字目から 8 文字目まで、45 頁 28 行目 6 文字目から 20 文字目まで、46 頁 1 行目 6 文字目から 8 文字目まで、46 頁 3 行目 2 文字目から 4 文字目まで、46 頁 4 行目 12 文字目から 14 文字目まで、46 頁 9 行目 2 文字目から 4 文字目まで、47 頁 2 行目 6 文字目から 9 文字目まで、47 頁 10 行目 6 文字目から 8 文字目まで、50 頁 14 行目 6 文字目から 12 文字目まで、53 頁 27 行目 11 文字目から 14 文字目まで、55 頁 7 行目 1 文字目から 3 文字目まで、55 頁 11 行目 1 文字目から 3 文字目まで、55 頁 12 行目 2 文字目から 4 文字目まで、57 頁 5 行目 1 文字目から 3 文字目まで、57 頁 17 行目 33 文字目及び 34 文字目並びに 18 行目 1 文字目、57 頁 26 行目 24 文字目、57 頁 28 行目 2 文字目から 4 文字目まで、58 頁 3 行目 11 文字目から 16 文字目まで、59 頁 7 行目 8 文字目から 10 文字目まで、61 頁 16 行目 5 文字目から 7 文字目まで、61 頁 29 行目 13 文字目から 15 文字目まで、62 頁 22 行目 6 文字目から 8 文字目まで、63 頁 1 行目 2 文字目から 4 文字目まで、63 頁 27 行目 5 文字目から 7 文字目まで、63 頁 28 行目 6 文字目から 8 文字目まで、64 頁 20 行目 2 文字目、65 頁 15 行目 2 文字目、65 頁 31 行目 5 文字目から 7 文字目まで、67 頁 7 行目 5 文字目、67 頁 10 行目 2 文字目、67 頁 11 行目 2 文字目、67 頁 22 行目 5 文字目から 7 文字目まで、67 頁 25 行目 6 文字目から 11 文字目まで、68 頁 5 行目 5 文字目から 7 文字目まで、68 頁 18 行目 19 文字目、68 頁 20 行目 12 文字目、68 頁 22 行目 11 文字目、69 頁 2 行目 6 文字目から 8 文字目まで、71 頁 32 行目 8 文字目から 10 文字目まで、72 頁 6 行目 6 文字目から 8 文字目まで、74 頁 24 行目 1 文字目から 6 文字目まで、75 頁 21 行目 6 文字目から 11 文字目まで、76 頁 18 行目 2 文字目から 4 文字目まで、76 頁 21 行目 9 文字目から 11 文字目まで、77 頁 15 行目 2 文字目から 9 文字目まで、77 頁 17 行目 2 文字目から 9 文字目まで、77 頁 34 行目 2 文字目から 9 文字目まで、81 頁 26 行目 7 文字目から 10 文字目まで、81 頁 27 行目 12 文字目から 15 文字目まで、82 頁 1 行目 16 文字目から 18 文字目まで、82 頁 21 行目 12 文字目から 14 文字目まで、82 頁 22 行目 2 文字目から 7 文字目まで、82 頁 28 行目 12 文字目から 14 文字目まで並びに 83 頁 24 行目 5 文字目から 7 文字目まで</p>
	個人情報 4	<p>1 頁 3 行目 1 文字目から 4 文字目まで、1 頁 4 行目 10 文字目及び 11 文字目、1 頁 5 行目 13 文字目及び 14 文字目、2 頁 2 行目 4 文字目から 6 文字目まで、3 頁 1 行目 21 文字目及び 22 文字目、3 頁 5</p>

答申 番号	判断の要旨	
2990		行目 9 文字目及び 10 文字目、3 頁 11 行目 5 文字目から 8 文字目まで、3 頁 14 行目 36 文字目及び 37 文字目、3 頁 19 行目 6 文字目及び 7 文字目、3 頁 27 行目 24 文字目及び 25 文字目、4 頁 3 行目 14 文字目から 24 文字目まで、4 頁 5 行目 14 文字目から 17 文字目まで、4 頁 6 行目 1 文字目から 4 文字目まで、4 頁 10 行目 22 文字目及び 23 文字目、4 頁 11 行目 25 文字目及び 26 文字目、5 頁 3 行目 1 文字目から 3 文字目まで、6 頁 2 行目 1 文字目から 3 文字目まで、6 頁 5 行目 2 文字目から 5 文字目まで、6 頁 26 行目 8 文字目から 11 文字目まで、6 頁 41 行目 15 文字目から 18 文字目まで、7 頁 1 行目 6 文字目から 9 文字目まで、8 頁 17 行目 15 文字目から 18 文字目まで、8 頁 29 行目 2 文字目から 5 文字目まで、9 頁 14 行目 2 文字目から 4 文字目まで、9 頁 26 行目 2 文字目から 4 文字目まで並びに 9 頁 28 行目 10 文字目から 12 文字目まで
	非開示情報 10	個人情報 2 44 頁 24 行目 6 文字目から 16 文字目まで、44 頁 25 行目 1 文字目から 8 文字目まで、44 頁 26 行目 6 文字目から 16 文字目まで、54 頁 27 行目 6 文字目から 13 文字目まで、54 頁 30 行目 6 文字目から 13 文字目まで、71 頁 31 行目 6 文字目から 8 文字目まで、71 頁 32 行目 13 文字目から 15 文字目まで、71 頁 34 行目 9 文字目から 12 文字目まで、76 頁 28 行目 6 文字目から 8 文字目まで並びに 78 頁 9 行目 17 文字目から 19 文字目まで
	非開示情報 12	個人情報 2 34 頁 20 行目 7 文字目及び 8 文字目、52 頁 4 行目 19 文字目から 21 文字目まで、53 頁 15 行目 10 文字目から 13 文字目まで、54 頁 4 行目 4 文字目から 6 文字目まで、82 頁 4 行目 2 文字目から 7 文字目まで、82 頁 5 行目 6 文字目から 11 文字目まで、82 頁 7 行目 2 文字目から 4 文字目まで、85 頁 37 行目 6 文字目及び 7 文字目、86 頁 10 行目 9 文字目及び 10 文字目、86 頁 12 行目 13 文字目及び 14 文字目、86 頁 21 行目 11 文字目及び 12 文字目、86 頁 25 行目 21 文字目及び 22 文字目並びに 86 頁 27 行目 13 文字目及び 14 文字目 個人情報 4 2 頁 3 行目 3 文字目から 5 文字目まで、7 頁 46 行目 6 文字目から 8 文字目まで並びに 9 頁 13 行目 1 文字目から 3 文字目まで
	非開示情報 13	個人情報 2 21 頁 1 行目 3 文字目から 8 文字目まで及び 86 頁 37 行目 31 文字目から 33 文字目まで 個人情報 4 4 頁 20 行目 2 文字目から 7 文字目まで 個人情報 5 令和元年 7 月 1 日が認知日になっている案件の「対応状況等」列の 2 段目 1 行目 12 文字目から 15 文字目まで
	非開示情報 14	個人情報 2 16 頁 1 行目 6 文字目から 13 文字目まで並びに 81 頁 27 行目 21 文字目及び 22 文字目
	非開示情報 15	個人情報 2 4 頁 22 行目 12 文字目から 21 文字目まで、54 頁 24 行目 5 文字目から 17 文字目まで、72 頁 1 行目 2 文字目から文末まで、76 頁 29 行目 6 文字目から文末まで並びに 81 頁 9 行目 5 文字目から 7 文字目まで及び 17 文字目から 24 文字目まで

答申番号	判断の要旨		
2990	非開示情報 16	個人情報 2	5 頁 21 行目 27 文字目から文末まで及び 22 行目 1 文字目から文末まで、5 頁 24 行目 3 文字目から文末まで並びに 5 頁 28 行目 5 文字目から 10 文字目まで
		個人情報 4	1 頁 15 行目 29 文字目から 34 文字目まで、1 頁 17 行目 2 文字目から文末まで、1 頁 21 行目 2 文字目から 9 文字目まで、5 頁 1 行目 1 文字目から文末まで、7 頁 1 行目 31 文字目から文末まで及び 8 頁 26 行目 2 文字目から文末まで
	非開示情報 20	個人情報 2	18 頁 15 行目 8 文字目から 15 文字目まで及び 21 頁 8 行目 3 文字目から文末まで
		個人情報 4	4 頁 26 行目 2 文字目から文末まで
	非開示情報 21	個人情報 2	44 頁 5 行目 2 文字目から文末まで
	非開示情報 23	個人情報 2	75 頁 25 行目 19 文字目から 22 文字目まで
	非開示情報 26	個人情報 3	7 頁の表の 1 行目の 1 列目
	非開示情報 28	個人情報 2	18 頁 26 行目 14 文字目から 16 文字目まで
個人情報 4		3 頁 16 行目 41 文字目並びに 17 行目 1 文字目及び 2 文字目	
(注意)			
文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにして数える。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字と数える。罫線及び空白は行、文字数に数えない。			

※ 答申全文については、次の URL をご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR5.html>

5 条例（抜粋）

横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

（開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第4号から第6号まで省略）

- (7) 市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲

げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	小林 且典	Tel 045-671-3881